

札幌市福祉有償運送運営協議会運営要領

(令和3年3月1日 保健福祉局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、札幌市福祉有償運送運営協議会規則（平成26年規則第59号）の規定に基づき、札幌市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する細目を定めるものとする。

(事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行い、意見を取りまとめる。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）に係る地域内の必要性、旅客から収受する対価等に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の8第1項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 札幌市
- (2) タクシー事業者及びタクシー協会
- (3) 住民又は旅客
- (4) 札幌運輸支局
- (5) タクシー運転者の労働組合
- (6) 現に福祉有償運送を行っている NPO 法人等
- (7) 学識経験者等
- (8) その他市長が適当と認める者

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課において行う。

2 前項に定める事務局は、福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応する。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月13日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。